

※必ず医療機関を受診の上、保護者が記入して下さい。

## 登園届

つむぎ保育園 施設長 様

園児氏名

感染症名

(医療機関名)

において、集団生活に支障がない状態と

判断されましたので、登園します。

診断を受けた受診日 : 年 月 日

登園可能と判断された日 : 年 月 日

年 月 日

保護者氏名

※保護者の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

下記の感染症については、**必ずかかりつけ医を受診し、集団生活が可能な状態だと判断を受けてから**、本登園届を保護者が記入して提出をお願いします。

〈出席停止を要する病気(学校保健安全法施行規則第19条)〉

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し かつ解熱した後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること (2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
新型コロナウイルス感染症	発症後3日間は感染症のウイルス排出量が非常に多く5日間経過後は大きく減少する	発症した後5日を経過し かつ症状が軽快した後1日を経過していること

参考：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」